

点が大切であり、本施策・実践は、現在と未来を結ぶものであると言えよう。

まちづくりの検討の方向性、取り組み

①明日の地域の姿を描く

まちづくりの目標を描くことは、めざす地域の姿を描くことである。確かにそれぞれの市において、解決困難な課題は山積している。しかし、様々な施策・実践を通して、明日の地域社会を描いていく姿勢、熱意があつてはじめて、地域は活力を持ち続けることができるのである。

平成27年(2015年)12月『東京における共助社会づくりを進めるための取組について』(お互い様の心を大切にしたい社会を「提言」が出された。めざす社会は、①互いの違いを尊重する社会、②相互理解に基づく社会、③協力し合つて問題を解決していく社会、④明日への希望を実現する社会、⑤お互い様の心が根付いた社会である。その実現のために、具体的な施策や実践が議論されている。多世代交流・共生のまちづくりは、目標に留まらず、それ自身がめざす社会の実現のための手段であるという認識を持つ必要がある。

②協働のあり方を協議し、支援の内容を明らかにする

市の役割も変化し、従来の統治(Government)ではなく、協働(Governance and Collaboration)により、地域を再生させていく役割が求めら

れている。阪神・淡路大震災以降の経験から、行政がすべてを統治することの限界が認識され、「新しい公共」「協働」の考え方が提起されてきたと言えよう。

なお、協働は、一方的な委任とは異なる。もし、他の団体に委託するだけで自治体の役割が達成されると考えるなら、それは責任放棄である。協働とは、共に目標に到達しようとする人材、団体と自治体の双方向の関係と考える。

そして市は、協働を進めるために、⑦多世代交流・共生のまちづくりを進める住民やボランティアの活動支援、④ボランティア、NPO活動や社会福祉法人の社会貢献を支援するボランティアコーディネーター、また生活困窮者支援等を行う地域福祉コーディネーターや、介護保険の地域包括ケアの重要な役割を担う生活支援コーディネーター等の専門職の配置(なお、各役割を明確にすることは前提)、⑨ボランティアセンターの運営強化支援、⑤活動拠点の確保、⑩住民に対する啓発や活動を進めるための研修プログラムの充実等が必要である。ただし、自治体だけが、多世代交流・共生のまちづくりを進めるのではない。社協やNPO、社会福祉法人等と役割分担を明確にすることで、活動が広がりをもせる。

③地域資源の活用による地域にあつた多世代交流・共生のまちづくりの推進

協働を重視する自治体経営とは、様々な地

- ①地域の生活課題の共有化と取り組みのための合意形成プロセスが重要視されること。
- ②地域の生活課題を把握するための多様な方法を確保すること。
- ③パートナーシップ、すなわち協働という方針を明確にし、実行すること。
- ④人間の活動を重視したまちづくりの視点による福祉・教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野との連携を検討すること。
- ⑤地域福祉を推進する人材を養成し、配置すること。
- ⑥災害時等にも対応する要援護者対策を明記すること。
- ⑦情報提供、総合相談、権利擁護等適切なサービス利用を支援する事業の整備を図ること。
- ⑧日常生活圏―市区町村圏―広域圏(市町村の連携)―都道府県域―国の5構造を各地域に合わせて明確にすること。

また、私は、市と町村の関係を再検討する

必要があると考えている。平成の大合併で、多くの市町村の規模が大きくなった。その結果、小規模な自治体は、大規模な自治体に組み入れられる場合も多く、従来の住民による相互の助け合いが弱められた場合もあつたと思つている。確かに、一定水準のサービスと施設は必要である。一定の生活水準の保障は、所与の前提である。ただ、それだけで地域ケアが可能とは考えられない。従来からの地域ネットワーク等、自治体や住民個々の判断が求められる領域はあつたのではない。その領域には、「再考すべきもの」と「残すべきもの」がある。住民の満足度や生活の豊かさに対する多様な価値観を尊重せず、一律に「あり方」ばかりを強調し、それを各地域に適用すると、地域が住みにくく、住民のアイデンティティーや当事者意識を奪つてしまふ。私は、合併というやり方だけではなく、郡やブロック等の広域圏のあり方を検討し、都道府県の支所ではなく、周辺市町村に対して一定の援助をしている市に対し、国レベルで支援する仕組みが検討されるべきではないかと考える。

⑤組織の見直し

新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンは、新しい地域包括支援体制の確立のために、①分野を問わない包括的な相談支援の実施、②地域の実情に見合った総合的なサービ

域資源、すなわち地域の宝の役割と可能性を確認し、合意をもつて協働することを言う。具体的に資源とは、「人」問題解決に取り組む当事者、医師、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、地域福祉コーディネーター、ケアマネジャー等の専門職、住民、ボランティアといった広い人材、「もの」保健・医療・福祉・教育・公民館等の施設、サービス・活動、物品、住民関係、地域関係、また医療保健福祉等の専門職等のネットワーク、「金」補助金・委託金、寄付金、収益、「とき」就業時間、ボランティアが活動する時間、課題を共有化し、取り組むチャンス、「知らせ」上記の資源情報、サービス利用者情報、相談窓口における情報等のニーズ情報、計画策定に必要な統計等の管理情報である。

なお、地域資源は各地域の特性によって異なる。地理的条件をふまえ、住民関係・意識、施設やサービス、活動実績等の相違を理解し、地域にあつた可能性を模索することが不可欠である。本施策・実践は、地域で今まで築かれ、また耕されてきた福祉の土壌に生えている木に接ぎ木をする取り組みである。

④多世代交流・共生のまちづくりを計画的に実施する

財源や資源に限りがある中で、本施策、実践を効果的に進めるため以下のことを明確にし、地域福祉計画、総合保健福祉計画等を策定することが必要である。

⑦めざすべき地域の姿を確認すること。

ス提供体制の確立、を明確にした。すなわち、高齢者に留まらず、児童、障害者を対象にする地域包括ケアを提案したのであり、制度の狭間に置かれている住民への支援としての意味は大きい。そもそも、市行政は、外部環境の変化に対応して、組織を再編する必要があるだろうか。福祉制度で分けられ、決められた取り組みをするだけで良いであろうか。無駄や非効率な組織になつてはいないだろうか。児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉制度で共通な地域支援を考え、地域福祉計画に明記し、各市の特性に合った福祉システムを再構築できるか、自治体の姿勢そのものが問われている。組織再編をするか否かの説明責任は、自治体にあると言えよう。

各施策の統合の動向は、これからも続くと思われる。また、地域の福祉課題も広範になり、深刻化、重層化する中で、行政だけで対応していくことがむずかしい。そして、自治体職員は、様々な制度改革に戸惑い、対応に追われ、自治体レベルで調整・実施するために日々奮闘している。

ならば、本来の住民のニーズに合った仕組みをつくるという原点に立ち、多世代交流・共生のまちづくりが可能な自治体組織に再編することは、意義があるのではないだろうか。本報告が、そのことを検討する題材となることを願う。